

第 22 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 25 日（金） 8 時 59 分～9 時 39 分
2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（12 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢槿 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○尾上 進 ○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

な し

5 議事日程

諮問第 5 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について（継続審議）
諮問第 7 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会の報告について
議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 15 号 非農地判断について
議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
○農政林務課	主 任	馬場 亮輔
	主 事	奥 裕太

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第22回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、2番 檜八重玲子 委員、3番 高原 熊夫 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、第22回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第3、諸報告であります。4月1日、阿久根市役所において、副市長就任式に出席するとともに、人事異動のありました事務局職員に辞令交付を行いました。

次に、4月2日、鶴翔高校において、農業者後継者育成対策協議会の監査事務のため、私が出席いたしました。

次に、4月8日に開催されました鶴翔高校入学式に私が出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

日程第4、諮問第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についての継続審議分を議題といたします。

これは、先月の総会において、諮問第5号の通し番号6番の「〇〇 〇〇」さんの令和7年の肉用牛の頭数に対し、生産量の頭数は、生産の過程で難しさがあり、生産量の頭数が誤りであると思われ、頭数に誤りがある場合には、認定の判断となる所得も変わる可能性があることから、継続審議として、次回総会において、再度、本人からの聞き取りを行った上で、農政林務課の説明を求め、判断することとし、継続審議としたものであります。

それでは、農政林務課の説明を求めます。

農政林務課（馬場 亮輔）

諮問第5号の継続審議分につきまして、説明いたします。

前回の総会以後に「〇〇 〇〇」さんに再度聞き取りを行い、申請書類を一部修正しました。

肉用牛の肥育の頭数について、現状の50頭に対して、生産量を45頭から30頭に、目標の70頭に対して、生産量を50頭から42頭に修正しました。それ以外についての修正はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号、継続審議分については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第5、諮問第7号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課（奥 裕太）

諮問第7号につきまして、説明いたします。

今回、新規3件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、関係機関・団体により農業経営改善計画について書面にて審査を行い、4

月 11 日に回答書が出そろい、認定することは適当であるという意見に達したところ
です。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「紅甘夏を中心に、土づくりと適宜
管理を実施、生産性向上に努める。」となっています。

生産する作物については、紅甘夏を中心に、紅さわかや大将季を栽培していく計
画となっています。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「生産技術を高めるため、各研修会
へ積極的に参加し、更に土づくりを徹底し、品質向上と増収対策に努める。」とな
っています。

生産する作物については、紅甘夏を栽培していく計画となっております。

次のページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「紅甘夏、極早生温州の果樹を中心
に、土づくりと間伐を実施し、生産性向上に努める。」となっております。

また、生産する作物については、紅甘夏・極早生温州を中心に、ポンカンや普通
期水稻も栽培する計画となっています。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議あ
りませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、諮問第 7 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 6、報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

報告第 3 号について御説明いたします。

鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、別紙農地についての照会がありました。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものであります。

それでは、整理番号 1 の案件について説明しますので、総会資料は 4 ページ、地図は 1 ページを御覧ください。

本件は、令和 7 年 4 月 8 日付け日記第 70 号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

対象地は、脇本〇〇番、地目は畑、面積は 306 m²、変更後の地目は宅地です。

現地確認につきましては、令和 7 年 4 月 11 日、〇〇推進委員と事務局 2 名で行いました。

対象地は、昭和 51 年頃に住宅が建築されており、本件は転用許可を要するものですが、転用後 20 年以上経過しているため、非農地と認められ、本件土地を耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいと確認し、農地以外の現況であったこと、原状回復命令を行わないことを回答しております。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、農地法第 5 条の規定による転用許可がなされており、一般住宅が建設され、農地以外の現況であった旨を回答したことを報告します。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 7、議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

それでは、議案第 13 号について御説明いたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。

今月の農地法第 3 条の申請は、所有権移転が 1 件です。

整理番号 1 について説明します。

地図につきましては、別添資料 2 ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑で、面積 259 m²です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、自宅の隣にある〇〇さんの農地を譲り受けて、家庭菜園として利用するために申請されました。

取得後は、露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

つきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

11 番 石原 勇一郎 委員

委員 (石原 勇一郎)

議案第 13 号に係る調査は、4 月 10 日に「10 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

申請人についても、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 8、議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （岩崎 展幸）

議案第 14 号について、説明いたします。

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。

それでは、整理番号 1 について、総会資料は 8 ページ、地図は 3 ページから 8 ページを御覧ください。

申請人は、出水市に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

本件は、営農型太陽光発電施設への一時転用です。

平成 28 年 5 月に「〇〇 〇〇」さんが本申請地で営農型太陽光発電施設を目的として、転用期間 3 年間で許可を受けられております。

なお、〇〇さんは、現在、お亡くなりになっており、本申請地を申請人である〇〇さんが相続をされました。

今回、令和 7 年 5 月 8 日に 2 回目の更新での転用期間の満了を迎えるため、本件は許可期間更新のための申請であります。

本申請地は、阿久根市役所三笠支所から南東約〇〇 k mのところに位置しており、農用地区域内農地に該当する、原則として転用不許可の農地であります。

しかし、営農型太陽光発電施設については、次の条件を満たすことで農用地区域内農地や第 1 種農地であっても一時転用許可が可能となっております。

別添資料の 9 ページを御覧ください。

許可の条件は、『ア 転用期間は 3 年であること』、『イ 簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、申請に係る面積が最小限であること』、『ウ 下部の農地における営農の適切な継続が確実であること』、『エ 周辺の営農に支障を及ぼさないものであること』、『オ 営農状況について当委員会を経由して鹿児島県に報告すること』、とされています。

それでは、それぞれの条件について見ていきます。

まず、条件イについて、支柱は簡易な構造となっており、容易に撤去できる支柱であります。また、一時転用の対象となる支柱部分の面積は、全面積 1,871 m²のうち 1.7 m²で、必要最低限であると認められます。よって、イの条件を満たします。

条件ウについて、下部の農地における営農を適切に継続される事ですが、a については営農がなされています。

b については、地域の平均的な単収と比較して 8 割以上となる必要がありますが、下の令和 6 年度出荷実績を御覧ください。

申請地では、ツワブキを栽培しています。

収量計画 700kg に対して、収量実績は 581kg であり、計画対比は 83%とであり、問題なしと言えます。

次に、c については、令和 6 年度の状況報告書を確認したところ、農作物の品質に著しい劣化はなしと報告されております。また、令和 7 年度における営農計画書も提出されており、営農への影響は生育に支障は生じないものであると見込まれています。さらに、この見込みを肯定する知見を有する者の意見書も添付されています。よって、この点についても問題ありません。

次に、d については、支柱の高さは、最低地上高おおむね 2 メートル以上確保している必要がありますが、最低地上高 2.3m、最高地上高 2.56mとなっているため、この点についても問題ありません。よって、ウの条件を全て満たします。

条件エについて、現地はすでに営農型太陽光発電施設が設置してありますが、周辺農地への悪影響は確認できませんでした。また、被害防除計画書記載の措置をとるため、周辺農地の効率的な利用や農業用排水施設の機能などに支障を及ぼすおそれはないと見込まれます。よって、エの条件を満たします。

最後に条件ア・オについて、申請人は転用期間が 3 年間であること及び毎年 2 月に当委員会を経由して県への報告が必要であることを承知されております。よって、条件ア・オを満たします。

以上により、当該支柱についての一時転用許可は可能なものに該当します。

なお、申請地の雨水については、自然流下です。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

10 番 中野 和徳 委員

委員 (中野 和徳)

議案第 14 号に係る調査は、4 月 10 日に、11 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について説明します。

申請地では、現在、ツワブキを栽培されております。

農作物の収穫状況の報告もなされており、適切に営農されています。

転用目的は農業機械の利用等を考慮し必要最小限であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありません。

また、撤去に必要な資金も準備されており、営農も適切に継続されていました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （檜八重 玲子）

ここでは、ツワブキが栽培されていると思いますが、収量計画や収量実績などの営農状況の報告は、どこに行うのですか。

事務局 （岩崎 展幸）

営農状況は、農業委員会事務局に報告され、事務局から鹿児島県の農業会議に提出されます。

委員 （中野 和徳）

今回、調査員である私も、事務局に赴き報告書類を確認しました。

確かに、前年度の実績については、2月に報告がなされておりました。

議長 （田嶋 輝男）

書類の作成については、司法書士が行うのですか。

事務局 （岩崎 展幸）

書類については、司法書士が作成していました。

委員 （尻無濱 俊幸）

収量実績は、どのような形で報告がありますか。

事務局 （岩崎 展幸）

収量実績については、販売先であります「〇〇〇」の報告によるものでありました。

議長 （田嶋 輝男）

よろしかったでしょうか。

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 9、議案第 15 号　非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（岩崎　展幸）

議案第 15 号、非農地判断について御説明します。

総会資料は、9 ページから 13 ページになります。

今月の非農地証明願については、申請がありませんでした。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について、御説明します。

総会資料は、11 ページから 13 ページになります。

今月、非農地判断しました農地は、農用地区域内農地が田 3 筆、2,245 m²、畑 14 筆、18,539 m²、農用地区域外農地が田 8 筆、3,233 m²、畑 51 筆、37,203 m²、合計 76 筆、61,220 m²です。

確認につきましては、令和 7 年 4 月 18 日に、農業委員 2 名と推進委員 1 名と事務局で行いました。

いずれも雑木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長　（田嶋　輝男）

日程第 10、議案第 16 号　農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。

ただし、「〇〇　〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　（山元　正彦）

それでは、議案第 16 号　農用地利用集積等促進計画について説明させていただきます。

今回の計画は、令和 7 年 7 月 1 日貸付開始分の申請であり、5 月 15 日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

まず、計画書の 1 ページをお開きください。

利用権の設定に関する総括表になります。

今回の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地の筆数が 23 筆、面積 24,791 m²の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は 5 年間で 15 筆の 16,896 m²、10 年間で 8 筆の 7,895 m²となっております。

また、地目別では、田が 7 筆の 7,458 m²、畑が 16 筆の 17,333 m²となっております。

次に、2 ページから 3 ページにかけて内訳を記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

資料の左端に記載している利用権の設定等を受ける耕作者は、11 名であります。

1 番及び 2 番の借人は、山下地区で認定農業者の「〇〇　〇〇」さん、貸人は出水市在住の「〇〇　〇〇」さんで、田 2 筆 1,553 m²を、年間 10 a 当たり 8,000 円の賃借料で、10 年間の賃借権設定となっております。

次に、3 番の借人は、折口地区の「〇〇　〇〇」さん、貸人は、赤瀬川地区の「〇〇　〇〇」さんで、畑 1 筆 554 m²を年間 2,000 円の賃借料で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に、4 番から 9 番の借人は、折口地区で認定農業者の「合同会社　〇〇〇」、貸人は脇本地区の「〇〇　〇〇」さん、「〇〇　〇〇」さん、折口地区の「〇〇　〇〇」さんの 3 人の合計で、畑 6 筆 6,342 m²を、年間 10 a 当たり 5,000 円の賃借料で、10 年間の賃借権設定となっております。

次に、10 番の借人は、折口地区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は、鶴川内地区の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 2,010 m²を全体で年間 20,000 円の賃借料で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に、11 番及び 12 番の借人は、脇本地区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は、霧島市在住の「〇〇 〇〇」さんの畑 1 筆 1,070 m²を、5 年間の使用貸借権設定で、多田地区の「〇〇 〇〇」さんの畑 1 筆 641 m²を、年間 3,000 円の賃借料で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に、13 番及び 14 番の借人は、赤瀬川地区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は、赤瀬川地区の「〇〇 〇〇」さんで、畑 2 筆 3,471 m²を、年間 10 a 当たり 5,000 円の賃借料で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に、15 番の借人は、脇本地区の「〇〇 〇〇」さん、貸人は、熊本県菊池郡在住の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 1,020 m²を、年間 10 a 当たり 10,000 円の賃借料で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に、16 番の借人は、赤瀬川地区の「社会福祉法人 〇〇〇」、貸人は、鹿児島市在住の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 777 m²を、年間粃 35 kg の物納で、5 年間の賃借権設定となっております。

3 ページになります。

次に、17 番の借人は、山下地区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は、山下地区の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 1,079 m²を、年間粃 70 kg の物納で、5 年間の賃借権設定となっております。

次に、18 番は議事参与案件となりますので、後程説明させていただきます。

次に、19 番から 23 番の借人は、長島町で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は、赤瀬川地区の「〇〇 〇〇」さんが、畑 1 筆 1,361 m²を、年間 10 a 当たり 5,000 円の賃借料で、同じく赤瀬川地区の「〇〇 〇〇」さんが、畑 4 筆 3,894 m²を、年間 10 a 当たり 4,000 円の賃借料で、いずれも 5 年間の賃借権設定となっております。

以上、利用権設定のうち、議事参与案件 1 件を除く 22 件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （高原 熊夫）

整理番号 10 番の案件ではありますが、年間賃料は 2 万円で間違いなかったでしょうか。

事務局 （山元 正彦）

記載のとおり、面積の 2,010 m²に対して全体で 2 万円であります。

委員 (久保 秀幸)

私が、契約のために訪問しましたが、前回の契約内容のとおりであり、双方合意の金額でありました。

委員 (高原 熊夫)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分審議いたしますので、「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料は、3 ページの 18 番になります。

借人は、鶴川内地区の「〇〇 〇〇」さん、貸人は、大丸町の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 1,019 m²を、年間粃 35 kg の物納で、5 年間の賃借権設定となっております。

以上、議事参与に係る利用権設定 1 件を説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
異議なしと認めます。
よって、本件については、原案のとおり決定いたします。
「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）
以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。
次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
それでは、以上をもちまして、第 22 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 時 39 分

議事録署名日 令和 7 年 5 月 26 日

農 業 委 員 会 会 長 ----- 田 嶋 輝 男 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 樫八重 玲 子 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 高 原 熊 夫 -----

書 記 ----- 下 脇 一 博 -----